

令和5年度

# 認証保育所を利用している方に 保育料を助成します



## ● 対象者

次の①～④の条件すべてを満たす方が対象となります。

- ① お子さんが認証保育所に入所している。
- ② 福生市に住民登録がある。
- ③ 保護者が仕事や病気等で、家庭で保育できない理由がある。
- ④ 認可保育園よりも高い保育料を納めている（ただし、0～2歳児クラスに限る）。

## ● 助成の対象となる費用

次の費用が助成の対象となります。

### ①入園料

- ②【3～5歳児クラス】保育料月額57,000円まで無償

（\*国の無償化上限月額37,000円以上の補助です！）

【0～2歳児クラス】お子さんが認可保育園に入園した場合の保育料と、認証保育所に支払う契約保育料との差額を、月額67,000円まで無償

（\*国の無償化上限月額42,000円以上の補助かつ、対象者を住民税課税世帯まで拡充しています！）

※食材料費（3～5歳児クラスに限る）等、その他認証保育所から求められる費用（認証保育所により異なります。）は、助成の対象となりません。

## ● 助成の方法

毎月、市から助成額を認証保育所に直接お支払いいたします。

## ● 提出書類（※入所時及び年度ごとに必要です。）

### ①受託届

認証保育所との利用契約時に、認証保育所からお渡する「受託届」の利用助成に関する同意欄に署名してください。

なお、署名は父母ともに必要です。

### ②就労証明書等（父母とも）

認可保育園申込時に就労証明書（6か月以内に証明されたものに限り）をすでに市役所に提出しており、勤務状況に変更がない方は提出不要です。

### ③施設等利用給付認定申請書（第2号・第3号）

3～5歳児クラス及び0～2歳児クラスのうち非課税世帯の方は、提出が必要です。

## ● 書類提出先

通所している認証保育所

※通所している認証保育所によっては、直接保育・幼稚園係に提出していただく場合があります。

《問合せ先》 福生市 子ども家庭部 子ども育成課 保育・幼稚園係  
電話 551-1780(直通)

